

平成 21 年度 第 1 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 10 月 8 日（木）17 時 30 分～

場 所：財務省 3 階 記者会見室

○峰崎財務副大臣

どうもお待たせいたしました。先ほど、首相官邸で第 1 回の新しい政府税制調査会が終わったところでございます。

今日、前に並んでおりますのは、それぞれこれから企画委員会といったところで主査を務めたり、あるいは事務局を務めたりすることになるメンバーでございまして、これまで税制問題をずっと一緒にやってきた仲間でございます。特に古川さんは、税制改革大綱あるいは去年のアクションプログラムを実際に作った張本人でございますが、是非これらも参考にさせていただいて、皆さんといろいろな意見交換をさせていただければと思います。

私の場合は主として国税、そして渡辺副大臣は主として地方税関係ということで、これからやっていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速質問を受けたいと思います。

○司会

それでは、質疑に入ります。恐れ入りますが、挙手の上、こちらから御指名申し上げた後に、社名とお名前をおっしゃってから御発言ください。

○記者

峰崎副大臣にお聞きします。諮問文に、時間的な検討、要するに今年度やるのかとか、来年度やるのかとか、そういう話が出ていないのですが、今年何に取組むとか、中長期的に何をテーマにするのかという時間的なくくりがあったら教えてください。

○峰崎財務副大臣

むしろ古川副大臣にお答えしていただいた方がいいかもしれませんが、この諮問文は、国家戦略局と総理大臣との間でキャッチボールされておりました。それを受けて、それぞれ包括的な課題が出ておりますので、実際の税制調査会でどのような時間軸で、つまりどのような優先順位でやるかということについては、各省の政策会議から上がってきたこと全体を、これから税制調査会の中で論議をしながら進めていきたいと思っております。

ですから、今、優先順位として、これは先にやるんだというようなことについては、今後の税制調査会の論議の中でそれを決めていきたいと考えております。

○記者

例えば具体的に言うと、3 項目目の所得税の控除の在り方とかについても、今年度

扱うか、それは来年度以降になるのかということ、今後検討していくということになるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

だから、勿論優先順位を付けて、何から始めるのかという議論も、まだ今日初めて始まったわけです。基本的にはマニフェストに書かれている項目について、ある意味では網羅的に総理から出たわけでありますから、それらを含めて、勿論どういう組立て方で、どういう準備を進めていくかという作業は、この企画委員会メンバーを中心に進めていきますけれども、やはりまず第1回目は、そういった議論がある意味ではもう一回おさらいをしながら、どれから入っていくか、何からやるかということについては、今後詰めていくということでございます。

だから、まだ確定しているわけではないということでございます。

○記者

税制改正要望の見直しの留意点で、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則というものが書かれておりますけれども、これは最終的に来年度の税制改正を決めるときにこういった原則を貫徹されるのかということと、民主党のマニフェストに掲げてある暫定税率の廃止とか、中小企業の法人税の引き下げも減税あるいは減収になると思われるんですが、そういった点についてのペイ・アズ・ユー・ゴーというのはどのようにお考えでしょうか。

○峰崎財務副大臣

これも当然のことながら、来年度の予算を組んでいくときに、歳入と歳出の関係が出てまいります。暫定税率の廃止を始めとして、当然マニフェストでお約束をしたことの実現を進めていく、その前提の上で、我々としては無駄の削減とか、今、行政刷新会議の方でこれからも出てまいりますから、そういった来年度の当然我々が国民の皆さんに約束をした歳出における削減、我々はできる限りそういうものを通じて、新しい政策の財源を生み出していこうという考えを持っております。ですから、そこが基本になってまいります。

ただ、各省庁で10月30日までに税制改正の要望を出してくださいとお願いしており、そういうものの中で出てきた税制改正要望に対して、当然ある意味では減税してくださいというものが出てくる。それに対して今までのペイ・アズ・ユー・ゴー原則というものが当然新しくかかってまいります。ですから、マニフェストに書かれている大きな目標と新しく出てくる問題については、分けて考えられた方がいいのではないのでしょうか。

○記者

自動車関係の暫定税率の廃止は優先度が高いと思うのですが、この意義を改めて今伺いたいのと、総務副大臣にお伺いしたいのですが、地方税については、軽油引取税など減収になる部分もあると思うのですが、その影響や調整をどう考えているか

という点をお願いします。

○峰崎財務副大臣

我々が考えたときに、自動車関係諸税について、非常にこれは自動車という、あるいは自動車を使って燃料を使うというところに加重に、多段階にわたってかかっている。これについては、かつて自動車を乗り回すというのはぜいたく品だという時代とは変わってきているわけですから、当然いわゆる道路特定財源というもののかつては頸木があったわけですが、これは一般財源化されました。そうすると、いわゆる道路の損傷あるいは道路のために作るんだということを前提とした議論というのとはなくなったわけですから、上乗せをしているもの自体も、これはある意味では、国民の皆さんに約束していたことが、やはり今は通用しなくなっている。

そういう意味で、税制というのは、私たちはやはり理屈の世界だと思っていますから、その理屈がきちんと通らないときには、この暫定税率は廃止するというのが筋ではないかなと思います。これは過去のずっと長い間、道路特定財源というものが特定財源制度としてできて以来の考え方を、ある意味では大転換をする時期にきているんだという意味で一般財源化されましたから、今度は暫定税率については、当然存立の根拠はないですねということを実は指摘しているのです。

○渡辺総務副大臣

暫定税率の廃止に伴って、地方の税収が減る。それは約 8,100 億円で、穴埋めをしてほしい。それはどうしてくれるのかということ、この間、就任して以来、たくさんの地方の首長さんたちが来られますし、また実際、去年のガソリン税などの暫定税率が凍結のときに 1 か月間、地方の税収が減った部分については、当然、そういうことも踏まえて、今も要望をいただいております。

今、この地方税の歳入が減る分、地方の財源がなくなる部分をどう穴埋めするかということにつきましては、これは当然、交付税で穴埋めをするのかということが 1 つです。それから、これは今後の議論ですけれども、新たな地方税の税収が増える形で、例えば国税から地方税に移管をするということで、地方の財源をつくるということ。それから、これは私的な考えですけれども、例えば新税を考えるのかという、この 3 つしかないんだと思います。

そんな中で、地方の首長さんの中からは、地方環境税のようなものを考えてはいかがか。炭素の含有量によって税率をかけるとなれば、これは全く検討段階で、まだいただいた段階ですけれども、そうすれば、例えば揮発油税に代わって新たな税収を得られる財源となるという御指摘といいますか、提言もいただいております。

ただ、これを一般税でやりますと、環境税という名前で干潟の埋め立てをするなどというブラックジョークみたいなことも起こりかねないわけでごさいます、やはり、当然、長い目で検討する余地はあるんだろうなというふうに思います。ですから、考えられることは、一時的に新税の創設までの間、あるいは地方税に国税を移

行させるまでの間、やはり交付税でこれは対応しなければならないのかなというふう
に私自身は考えております。

○記者

あとは税調で今後議論するということですか。

○渡辺総務副大臣

はい。ですので、これは税制度の問題になりますと、我々は地方自治体の方の意見
を聞いて、これから税調の中で、やはり地方の財源を我々民主党は増やします、自主
財源を必ず増やしますということは、マニフェストに黒い太字で随分はっきりと前面
に出して謳いまして、そのことが地方の改革派の首長さんたちも含めて、今回、民主
党を支援して、大きく今の地方主権を推進してほしいということも一つの勝利の原因
でございましたから、私たちはマニフェストの約束に向けて、とにかく地方の自前の
財源を増やすためにいろいろな方策を考えて話し合っていきたいなと思っています。

○記者

租税特別措置についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今後の
段取りとしては、今日の原則に従って10月末までに各省が要望を出しますね。その後、
プロジェクトチームで11月中旬に論点の整理をして、その後から議論していくという
ことになるんですか。

○峰崎財務副大臣

そのとおりです。

○記者

これは法人税に限るのか、あるいは所得税も対象になるのかどうか。

○峰崎財務副大臣

基本的には全てです。合理性とか有効性とか3つの論点を出していますね。これは、
ある意味では個人に関わるものの租特とかそういうものもありますから、基本的には
やはり全部見てみようということです。

ただし、租特透明化法で将来的に対象にしなければいけない、急がなければいけな
いと思っているのは、法人関係は非常に資力を充てたいなと思っております。

○記者

マニフェストでは、主要な財源の捻出方法として挙げているわけですが、その目標
的なことは何かお考えですか。

○峰崎財務副大臣

あそこは確か全部で2.7兆円あったんでしょうか。いわゆる控除の見直しと、それ
から、租特の見直しということで記載されておりましたね。そういう意味では、確かや
はり1兆円近くというのがマニフェストで書かれている租特の見直しで捻出をすべき
目標になるのかなと思います。

御存じのように、租特というものは2年で終わるものと、3年で終わるものと、5

年で終わるものとかがありますから、そういう面で、それでは、単年度でどのぐらいまでこれが絞り込めるのか。これも是非、11月の中旬までの論点整理のところでも明らかにしていかなければいけないし、できる限り絞り込んでいけるように、目標値が達成できるように、やはり、これも2年あるいは3年ぐらいの計画で、租特は全体見直しが終わるまでやっていかなければいけないなと思っています。

○記者

峰崎先生にお伺いしたいんですが、消費税について、今日の諮問については特に具体的に消費税というワードが入っていないんですけれども、消費税について4年間引き上げないという立場は民主党としては明確にされておりますが、今後、税調の中でどう議論していくかということが1つ。

あと、子ども手当の創設に伴って配偶者控除と扶養控除の廃止を打ち出しておられますけれども、この方向性については変わりがないということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

最初の消費税の扱いですが、4年間は、総理が明言されていますように、当然のことながら、今、これについて上げるという考えはありません。

問題は、それでは議論しないんですかということですが、当然、これは議論になってまいりますし、恐らく社会保障との関係とか、あるいは環境税とか、今からいろんな議論をしていかなければいけないわけですが、そういうときには当然、税制全体の中で消費税の扱いについても考えていかなければいけない。そういう意味で、議論は恐らく行われる。

そして、これは古川副大臣のところと共管をしようと思っていますが、いわゆる専門家委員会の方々には中長期のビジョンというものを当然出していただくと考えていますから、当然、その中では中長期のビジョンを考えたときに、消費税を含んで税制全体の在り方をやはりきちんと出していきたいというふうに考えています。

それから、控除のところですが、先ほど述べましたように、これは我々としては当然のことながら公約に掲げておりましたから、これについて進めていくということは間違いありません。

もう一つは、給付付き税額控除ということがあります。本当は還付付きというふうに言った方がいいのかもしれませんが、わかりやすく給付付き税額控除で、この在り方についても実は当然絡んでくる問題です。それだけに、そうなりますと、例えば納税者番号制度とか、あるいは私たちは言葉がよくないということで国民生活安心番号といいましたが、そういう番号制度の導入とか、あるいは将来的には歳入庁構想の問題とも絡んできますので、当然、控除の在り方の見直しというのは、それらの関連も含めて、まずそういったことを、控除から入って行って、あるいはそれが給付付き税額控除へどう移行できるかというような議論の展開の中でもやっていかなけれ

ばいけない。

恐らく、先ほど序列づけがどこから入っていくのかというときに、この控除から入っていくのか、どうなのかということについては、まだそういう流れの中で議論していかないといけない課題かなというふうに思っております。

○古本財務大臣政務官

1点いいですか。政務官の古本です。

今、峰崎副大臣に大事なところを述べていただいたんですが、若干、誤解が皆さんにもあるようなんですけれども、いわゆる子ども手当を創設するために、その財源として配偶者控除を廃止し捻出するというのは実は誤解でありまして、これは控除による所得税制から直接、実需のある、子育てを応援するとか、あるいはそういう社会保障の何かをやるという、手当制度へそれを転換するという大きなプロセスの中で、この配偶者控除の話もありますので、そのための財源の確保としての配偶者控除の見直しというのは誤解でありますので、今後、またそういった議論をよろしくお願ひしたいと思います。

○記者

ということは、配偶者控除とかを今年廃止しようという議論があり得るということですか。今まで選挙期間中は、来年度本格的に導入する子ども手当の全額支給と同時に、その控除をなくしますという説明をなさっていたと思うんですけれども、それでは、それはそういうことではなくて、来年度からは廃止することもあるということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

いわゆる廃止の時期の問題は、先ほど申し上げたとおりです。要するに理屈づけのところ、今、古本政務官の方からお話があったのは、位置づけのところは、余り短絡的に子ども手当、そして、その控除が直ちに連動というふうには考えない方がいいですよということを補足されたんだと思いますよ。

どうぞ。

○記者

2点お伺いします。

まず1点目なんですが、今、出ていました給付付き税額控除なんですが、それはそうしますと、子ども手当と給付付き税額控除というものは、将来的には一本化されていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それも含めて、給付付き税額控除というものは、先ほど申し上げたように、納税環境を整えないといけませんし、給付をするということは、今度はある意味では税の世界と社会保障の世界が融合しているようなところですから、当然、歳入庁構想との連関が非常に強いところです。そういう意味で我々としては、長期的にはそういうこと

を頭の中に置いていますよということでございますので、そうなったときのいわゆる子ども手当との関係をどうするか。

これは、子ども手当の概念というものは古川さんが一番しっかりと持っていらっしゃるんで、もしよければお話ししていただきたいんですが、やはり、これは社会の宝としての子どもの社会で支え合うということで手当というものを設定しているんだということの理念から来ていますから、そこは給付つき税額控除は、やはり我々は格差是正の問題を非常に重視する観点で、この問題は、古川さんと私などは昔から、これは是非実現したいなというふうに思っていたところですから、ちょっとニュアンスが違うのではないのでしょうか。

だけれども、それでは、この両方をどういうとらえ方をしたらいいのかというのは、我々ももう少し検討してみなければいけないし、専門家委員会の諮問などの題材にもなるのではないかなと思っております。

○記者

もう一点なんですが、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則のところ、先ほど政権公約に書かれたことと、新しく作るものとは分けて考えたいという言い方をされていたかと思いますが、そうしますと、暫定税率の廃止についてはペイ・アズ・ユー・ゴーの原則は適用されないという理解でよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

これは 2.5 兆円ですね。我々の公約でいけば、それはいわゆる懐を、直接的に消費を刺激させていきたいということで考えておりますから、基本的には、それはそういう考え方でいいと思います。

○記者

ありがとうございます。

○古川内閣府副大臣

1 点だけ補足しますと、子ども手当と控除の件で、子ども手当は、私たちは、これは便宜的に親に給付をしますが、実際にはこれは子どもに対する給付なんです。ですから、社会全体で子どもを育てる。ただ、子どもに直接というわけにもいかないですから親にということになっておりますが、そういう意味では子どもに対する給付というところが基本的な考え方であります。

所得控除は、実はこれは今日の諮問の中でもありましたけれども、配偶者控除だけではなくて、所得控除の在り方を根本から見直す。その中で配偶者控除の在り方も見直していく。ですから、控除から手当という大きな方向性と、また、控除も所得控除から税額控除、更には給付つき税額控除、そういう大きな所得控除の在り方全体の見直しの中に配偶者控除の見直しなども入る。そういうふうに皆さん、是非、頭の中を整理していただければというふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○記者

今までだと、自民党の税調の中で、例えばたばこ税にしても、税金などは当然反対というような意見が来るでしょうし、そういった利害調整みたいなものは党の税調でやっていた。そこには与党の議員も絡んでやっていたということだと思いますが、今後、そういった利害調整というのはどんな場所で行うイメージなんでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それが、まさに私たちが党と内閣を一体にしようということで工夫したわけですね。ですから、これは税制調査会の場で勿論やる。その中で、ここの○印、企画委員会のメンバーでございますね。そういったところで、当然のことながら議論されていくということだと思います。

ですから、ある意味では、そこは相当最高の政治判断を求められるところがございますので、その点で、やはり大臣も含めて、国民新党あるいは社民党の方も当然ここに入っていて議論するということになると思います。

○記者

いわゆる各種団体からの要望というのは、各省の段階である程度整理するという理解ですか。

○峰崎財務副大臣

基本的にはそのとおりです。各府省で、それぞれ今日御出席いただいた税調メンバーが主宰となって、府省の、勿論与党の皆さんの意見と、それから府省会議は当然のことながら後で、これは議事要旨その他が公開されるわけですが、そのときに各管轄している団体がございますね。金融庁で言えば、例えば証券業協会とか、あるいは銀行協会とか、保険業協会とか、そういうのがありますので、そういったところで、当然のことながらヒアリングされる。

あるいは今日も紹介がありましたが、インターネットで政策の公募をするとか、そういったこともなされておりますので、そういったことの意見が府省の政策会議で出され、それが集約されていく。基本はそういうふう考えています。

○記者

もう一度、さっき中長期の税の在り方、専門家委員会という話がありましたけれども、自民党のときに「中期プログラム」というのをつくって、所得税法の附則に入っ、まだ生きていると思うんですが、そういうものも法改正とかを含めて見直し、民主党としての中長期の在り方というのをいずれ作るということではないんですか。

○峰崎財務副大臣

そのとおりだと思います。民主党の考え方は、104条とは違うものを、ただ104条は、あれは2011年度までだったのかな。ですから、我々としては、まだ少し時間的余裕が

ありますので、それは是非中長期的なビジョンを作っていただくと同時に、あその場合は、かなり税制改正と並んで、予算のところまで連動していろいろ書かれていますので、そういったことに対抗できるものを我々も考えていかなければいけないということは言うまでもないと思います。

○記者

すぐに通常国会で廃止するとか、見直しをする必要はないということですか。

○峰崎財務副大臣

すぐにはないのではないかと。藤井大臣が確かそういう言葉をおっしゃっていたと思いますよ。

○記者

すみません、確認をさせてください。政策決定過程の公開の件ですが、企画委員会は、基本的にはどういう形での公開があるのかということと、あと、全体の調査会は公開、記者には今後も原則公開ということになるんでしょうけれども、それから、各府省の政策会議では税の議論がどういうふうになるのか、その辺を教えてください。

○峰崎財務副大臣

今朝の副大臣会議で議論されましたので、多分それはもうお話ししていいと思うんですが、各府省会議については、原則的には最初の頭撮りのところはカメラOK。それから、マスコミのペンの方もその辺りまではOK。最初のごあいさつのところだと思いますね。

実際に審議内容のところからは、原則的には、勿論各府省の判断なんだけれども、基本は終わった後にきちんとブリーフィングをするということがやはり基本になってまいりますので、そういう意味で、原則的に言えば、これは透明度を高めるということは努力をするけれども、全部フルオープンというふうには、基本的には恐らくならないと思います。

ですから、当然のことながら税に絡む府省の会議においても、政策会議においても同じようなやり方をされるというのが基本だと思います。

それから、いわゆる全体の税制調査会の会合は、今日は最後までペンの方はおられましたけれども、今後の扱いについては、紙に書いておったと思いますが、基本的にはやはり今の府省会議と同じようなやり方になって、終わった後に、私たちがこうしてブリーフィングを丁寧にさせていただきたいと考えています。

それから、企画委員会の内部のところは、原則これも非公開で進めていくということでございまして、先ほどの利害調整の場をもろに皆さん方に聞いてもらうというのは、やはりこれはできないだろうということで、これは終わった後に当然のことながら税調会長の方からのブリーフィングで、私の方からブリーフィングを含めてあるということでございます。

○古本財務大臣政務官

今の点に若干補足で、税制調査会は今もインターネット中継されていますし、ペンは入っているかと承知していますので、その並びでやることになります。

○峰崎財務副大臣

ここに書いてありますね。全体の会合は記者の傍聴、インターネット中継、記者会見により原則公開です。企画委員会は原則非公開、記者ブリーフということで。申し訳ありません、間違えました。

○記者

議論されるテーマの中には、地方財政の影響が大きいテーマも多く含まれていると思うんですが、この新しい税調で議論する中で、地方団体の意見を聞いたり、出席をしてもらうということはあり得ますでしょうか。

○渡辺総務副大臣

当然地方の専門委員会が税調の中にもできます。その中で、まだ人選はどなたとは言えませんが、地方の財政の問題あるいは地方の税の問題について詳しい方、学者さんにも入っていただきたい。今、ノミネートもしておりますし、また、現役の首長さんにも何名か入っていただいて、まさに陳情ではなくて現場を預かるものとして、なおかつ地方の財政の現状や地方税の現状を、あるいはどう回答していくかということをしつかりとお話できる方、こういう方を、今、何人かピックアップをしまして、複数の方に入っていただけるように、今、考えているところでございます。

その中で意見を聞きますし、また、当然企画委員会に対して、いわゆる首長さんたち六団体の中から財政担当、税制担当の方が、例えば意見を言いたい、あるいは我々もヒアリングをしたときは、当然その中でお話を聞くことは当然のことながらあります。できるだけ私たちは地方主権の観点からも地方の方々の率直な意見を聞いて、やはり権限と財源をどうするかということをしつかり議論していきたいと思っています。

○記者

税調の中に特別な委員会というのは、組織を作るようなイメージなんでしょうか。

○峰崎財務副大臣

補足いたします。最初に今言っていることと矛盾するわけではないんですが、地方六団体というか、地方団体の皆さんと対等に協議する場を法制化するということがございましたね。ですから、それができれば、そこのいわゆる正式な議題として、税の改正に当たっての協議の場、これを作るということになります。それができる前は、今、総務の副大臣がお話しなさったように、税制調査会と、いわゆる六団体の間で、いわゆる法律ができて、定期協議の場が法定化される前は、今、申し上げたような方法で進めていきたいということでございます。

○司会

そろそろ時間でございますので、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○記者

前に藤井大臣にお伺いしたんですけれども、今回の税制調査会の設置について閣議決定になっているんですが、具体的に法律で器の部分をもう少し整理するとか、そういうようなことは今後お考えなのか、やるとすれば、どういうタイムスケジュールなのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

いわゆる法制化の問題は、古川副大臣のおられるところ、戦略室を戦略局に上げるとか、そういうところと法改正は連動してきますので、そういうタイミングを見計らいながら進めていくということになると思います。これは法改正ですから、法案を出さなければいけませんね。そういうところできちんと対応していきたいという考えがあります。

○司会

では、終わらせていただきます。ありがとうございました。

[閉会]